

社会福祉法人 富山県社会福祉協議会会員・会費規程

制 定	61.	10.	14
一部改正	2.	3.	29
	7.	7.	3
	13.	3.	30
全部改正	15.	3.	28
一部改正	18.	3.	30
	19.	3.	30
	20.	5.	29
	21.	3.	27
	22.	3.	30
	24.	11.	1
	27.	3.	26
	28.	12.	22

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人富山県社会福祉協議会定款第32条第3項の規定により、社会福祉法人富山県社会福祉協議会(以下「本会」という。)の会員及び会費について必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の資格・範囲)

第2条 会員は本会の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとし、その範囲は次に掲げるとおりとする。

- (1) 市町村社会福祉協議会
- (2) 市町村民生委員・児童委員協議会
- (3) 社会福祉事業施設及び更生保護事業施設
- (4) 社会福祉、更生保護及び保健衛生関係団体
- (5) その他本会の目的に賛同する個人又は団体等

(入会手続)

第3条 会員になろうとする者は、入会申込書(別記第1号様式)を提出しなければならない。

(退 会)

第4条 会員が退会しようとするときは、その旨(別記第2号様式)を申し出なければならない。

(会 費)

第5条 会員は、毎年度別表に掲げる会費を拠出するものとし、本会会長(以下「会長」という。)がこれを徴収する。

2 納入した会費は返還しない。

(会費の納入)

第6条 会費の納入は、会費の振込通知書をもって振込むものとする。

2 会費の領収は、振込金受領書をもって代えることができる。

(委任)

第7条 この規程の運用に関し必要な事項は、この規程に定めるもののほか、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 民間複合施設の施設会費は、当分の間15,000円を限度とする。

附 則

この規定は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年5月29日から施行する。

この規程は、平成21年3月27日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成24年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の別表 1 会費の表施設会費の項に規定する対象施設については、平成24年4月1日から適用するものとする。

附 則

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。